令和３年度当初予算に関する要望書

令和２年１２月１５日

島根県議会自由民主党

島根県知事

丸山　達也　様

島根県議会自由民主党

会長	森山　健一
幹事長	内藤　芳秀
幹事長代理	多々納　剛人
政策審議会長	嘉本　祐一
	細田　重雄
	福田　正明
	川上　大
	原　拓也

今年は戦後最大の国難と言われる新型コロナウイルス感染症への対応、江の川流域が再度の甚大な浸水被害に見舞われるなど大きな課題に直面し、今なお困難な対応が続く中で、日夜 365 日県民の生活安定、県政の発展に尽力されてきた知事をはじめとする県職員の皆様方に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表するものである。

国内では新型コロナウイルス感染症の第三波が来ているとされており、島根県内でも最近、規模は小さいものの新たな感染者が連続的に確認されている。引き続き新型コロナウイルス感染症から県民を守る施策の充実を推進されたい。

また、同感染症の影響で、国内外を問わず今後の経済的・社会的活動を制限せざるを得ない状況に置かれている。そうした意味で経済的・社会的なマイナスの影響を緩和しながら、あるべき島根のポストコロナ社会を模索していくことも求められる。

さて、世界経済を見ると、とくに 4－6 月期の我が国も含め世界各国の実質 GDP 成長率が大幅な落ち込みを見せたが、予断は許されないものの 10 月に発表されたＩＭＦの世界経済見通しでは、2020 年の経済成長率は多くの国において上方修正されたところである。

一方で国内経済に目を転じると、欧米先進国と同様、４－６月期で底打ちし、持ち直しているとみられている。しかしながら、製造業の回復は比較的堅調であるものの、非製造業である旅行・宿泊、飲食といったサービス業では依然として厳しい業況が続いており、インターネット関連に代表される情報通信、「巣ごもり消費」拡大に支えられて業績が好転する家電販売やネット通販等とは対照的である。島根県においても回復基調にある産業をさらに下支えするとともに、厳しい業況にある産業に対して引き続き可能な限りの支援していくことが求められる。

こうした中で、雇用の動向、特に非正規雇用の動向が不安視されており、島根県内でも有効求人倍率が減少傾向にあり、特に非正規雇用の動向については注視が必要である。これらに関連して、全国では生活困窮者、児童虐待件数、自死者が増加しており、今後も増加することが懸念されている。コロナ禍にあって島根県においても雇用の安定化、社会生活の安定化が当面の大きな課題である。

今年９月に「自助・共助・公助」そして「絆」を目指す社会像とする菅内閣が発足した。新型コロナウイルス対策と経済の両立、デジタル社会の実現、経済と環境の好循環を図るグリーン社会の実現、観光振興や農業改革などによる活力ある地方づくり、地方への新たな人の流れづくり、子育て支援などを掲げ、行政の縦割り、既得権益、そして、悪しき前例主義を打破し、規制改革を全力で進めるという力強い所信表明が行われたところである。新政権の政策実現に期待するとともに、島根県もこうした政策を掲げる政府、県内市町村と緊密に連携しながら「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる」島根創生を力強く推進してもらいたい。

知事に対して以下のとおり要望する。

国への要望

知事におかれては、以下の項目について国へ要望することを要望する。

1　地方財政の充実

安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額確保など地方財政の充実を図ること。特に国土強靱化を着実に推進するため、緊急防災・減災事業の恒久化を図るとともに、対象事業の拡大など、必要な予算を安定的・継続的に確保すること。

2　合区の解消

平成２８年７月に引き続き、令和元年７月の参議院議員通常選挙でも合区選挙が実施されたことは誠に遺憾であり、公職選挙法の改正によって特定枠制度が導入されたものの、あくまで緊急避難的な措置であると受け止めている。これまで都道府県が果たしてきた役割と今後の役割の重要性に鑑み、憲法改正を含めて抜本的に合区を解消することを強く働きかけること。

3 「現行過疎法」の内容の維持

現在、令和２年度末に期限が到来する過疎地域自立促進特別措置法にかわり新たな法律を制定する方向で検討がなされているところであるが、この新法における過疎地域の指定にあたっては、「みなし過疎」と「一部過疎」の取り扱いを継続するとともに、現行過疎地域は、引き続き過疎地域に指定されるようにすること。また、国の補助のかさ上げ等の支援が現行レベルで維持されるようにすること。

4　原発立地地域の振興を図るための財政支援制度を拡充

令和３年３月末に失効する「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」を期限延長するとともに、引き続き原発立地地域の振興を図るため、財政支援制度を拡充すること。

5　竹島の領土権早期確立

小中高等教育も含めた竹島問題に関する啓発活動の強化を図るとともに、国自らも「竹島の日」を制定するなど、竹島の領土権の早期確立のための活動をさらに強化す

ること。

6　地方創生・人口減少対策の推進

ポストコロナ社会を見据え、地方分散の国土構造への転換が必要であり、中央省庁の地方移転はもとより、企業の本社機能、大学・研究施設等の移転も含め人と企業等の地方分散を促進させること。そのために大胆かつ具体的な道筋をたて、インセンティブを高める政策を実行すること。また、地方へ移住した者に対する税の軽減措置の導入や地方での住宅取得に対する助成・控除の拡大などについても検討すること。

7　観光振興対策の充実強化

地域経済の活性化には、観光振興対策の一層の充実強化に取り組む必要があるが、コロナ禍において観光関連業は厳しい状況下にある。このため来年のオリンピック開催に合わせ、その波及効果が地方にも及ぶ対策を講じること。

8　農業対策

①2021 年産米の需給均衡には、過去最大級となる６万 ha 規模の生産調整の強化が必要であり、米価の安定の為には、主食米から飼料米等への用途変更が柔軟に進められるよう、生産者に対し飼料用米に係る「水田活用の直接支払交付金」の交付単価の引き上げを図るなど、コメの需給均衡に向けた予算の確保に取り組むこと。

②農家の持つ多面的機能の維持に寄与するため「日本型直接支払制度」の要件を緩和するとともに、生産基盤強化に必要な予算を拡充すること。

9　保育分野及び保育士にかかわる環境改善

①保育士配置基準を改善し、保育の質向上や保育士の業務負担の軽減、さらに保育士の処遇改善などを図ること。

②保育施設において、国が定めた補助事業を全国一律で実施できる仕組みの構築を行っていくこと。財政基盤の弱い自治体では財源が確保できず、国の補助事業を実施できない状況が広がっている。例えば自治体ごとの財政力の違いによって補助率を変動させるなど、地域財政格差を調整できる仕組みを整備すること。

③保育士の退職手当共済制度の公費助成に関して、令和２年度に見直しの検討となっているが、処遇改善という観点からも恒久的な補助金とすること。

１０　医師確保

医師不足が深刻な地方の病院や産科など医師が不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講じること。

１１　社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保

障がい者等の「住まいの場」としてのグループホーム整備などに必要となる社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について必要な予算確保を図ること。

１２　教育の充実・スポーツ振興

①学校現場において、竹島問題に関する指導を充実させること。

②小中学校すべての学年で３５人学級編制を導入すること。

③小中学校の特別支援教育を充実させるため通級指導教室にかかる教員定数の改善を図ること。

④１２学級未満の高等学校、特別支援学校及び小中学校への学校司書の定数配置の改善を図ること。

１３　資源開発

国が主導し、日本海側のメタンハイドレート調査を進めること。

14 地域生活交通の維持・確保に向けての支援

人口急減地域においては、バス事業者の撤退や路線の廃止が進み公共交通体系の再構築が必要となってきており、一部地域ではバス路線縮減に伴いタクシーを活用した取り組みも行われている。しかし、現状では、地域バス路線の維持に関する経費は特別交付税措置の対象とされているが、タクシーなど道路運送法における乗り合いバスの許可を受けない運行形態に係る経費は対象外となっている。このため地域交

通維持の観点から、こうしたタクシーを活用した取組に必要な経費についても、特別交付税措置の対象とすること。

15 社会基盤整備・国土強靭化

①「国土強靭化のための 3 ヵ年緊急対策」に続く「新たな 5 か年計画」を策定し、予算をさらに拡充すること。

②高速道路の早期開通、浜田港の機能強化、羽田空港の地方空港路線発着枠の拡充をそれぞれ図ること。

③斐伊川・神戸川や江の川下流などにおける治水対策や県河川の内水排除対策などの治水事業の推進を図ること。

④島根県東部と鳥取県西部の中海・宍道湖圏域は、人口 60 万人が集積する主要経済圏域であり、また同時に、山陰の観光を牽引する圏域でもある。しかし、高規格道路網の整備は進んでおらず、脆弱であることから「境港出雲道路」、「米子・境港間高規格道路」を中心とする中海・宍道湖圏域をカバーする道路ネットワークを早期に整備し、地域の持続的発展を図ること。

16 コロナ対策の充実

①東京オリンピック・パラリンピックの開催を前に、入国時の PCR 検査体制の充実など水際対策を含め、感染症対策強化に取り組むこと。

②新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に限らず、受診控えなどにより医業経営が厳しくなっている。医療崩壊を防ぐ観点から患者受け入れの有無にかかわらず、診療報酬の引き上げなど医療機関に対して必要な財政支援等の支援を行うこと。

③医療・介護等従事者は、新型コロナウイルス感染症への対応で過酷な労働環境におかれているにもかかわらず、使命感と誇りを持ち仕事を継続されている。しかし、前項で指摘したとおりコロナ禍における医療機関の経営状況は厳しく、医療・介護等の現場では未だに冬のボーナスの支給が決まっていないところや、決まっていても減額支給されるところが多数ある。医療・介護の崩壊を防ぐ観点からも、医療・介護等従事者に

対して慰労金の支給を再度、早急に検討すること。

④次年度以降も地方自治体が持続可能な財政運営を行えるよう、地方財政計画策定にあたり、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保すること。

⑤来年度も「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などについては継続するとともに、要件緩和・使途拡充・期間延長・手続き簡素化等を図ること。また、今年度中においては追加の経済対策を実施するなど臨機応変に対応すること。

⑥新型コロナウイルス感染症が再度拡大し、地方公共団体が事業者に対して休業要請を行った場合に、営業ができなくなる事業者に協力してもらえるよう、国の責任において事業者の損失に対応していくこと。

⑦雇用調整助成金について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の深刻化及び長期化が見込まれることから、労働者の雇用の維持と生活の安定を図るため、状況に応じて対象期間を延長するなど、さらなる特例措置を実施すること。

⑧日本全体の企業数の 99.7%を中小企業が占める。この中小企業を対象とした持続化給付金について、要件を緩和するとともに、法人税法上、法人とみなされる任意団体も対象とするよう給付対象の拡大を図ること。また、今後の新型コロナウイルス感染症の影響を見定めた上で、依然として大きな影響を受けている事業者に対し、再給付を検討すること。

⑨家賃補助についても前項と同等の措置を検討すること。

⑩新型コロナウイルスの影響と考えられる生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付が急増しており、生活困窮者が増加していると考えられる。生活困窮者へピンポイントで金銭給付を支給する方途を至急検討すること。

⑪事業者からの新型コロナウイルス対策に関連した問い合わせに対して、円滑かつきめ細かに対応できるよう相談体制を強化するとともに、支援が必要な事業者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度をわかりやすく周知すること。

17 地域の緊急雇用・経済対策

安来市に工場のある日立金属株式会社が 2022 年までの中期計画の中で、2021 度末までに 3200 人の人員削減を行うと発表した。また、同社の株式の半分以上を保有する日立製作所が同社の売却手続きに入り、複数のアメリカ大手投資ファンドが応札を検討しているということが日本経済新聞社等の紙上で報道されている。また松江市に本社を置く三菱マヒンドラ農機株式会社が子会社を含む県内外のグループ全体で 100～150 人規模の希望退職を 12 月末の退職予定日を目途として募集していることが新聞報道されている。

県内には両社と関連・協力会社、取引会社などに雇用されている県民が多数おられ、その影響は大きい。今後も製造業の構造改革の波が島根県の他の企業にも及ぶことも考えられる。国としても状況を注視し、島根県を含む関係自治体・企業等と連携し、地域の雇用を守り、経済の安定化を図るために必要な支援体制を構築すること。

個別課題への対応に向けて

知事におかれては、以下の項目に取り組まれることを要望する。

1　しまねの広報

①各担当部局で行う広報活動を含め情報等の政策企画局広聴広報課への一元化を進め、より一層の各部局との連携を図っていく中で、効率的・効果的な情報発信を行っていくこと。

②広報活動の成果について、県民に「見える化」するとともに随時、目標達成状況や改善点などを検証し、公表すること。

2　教育・スポーツ・文化振興

①私立学校に対する助成の拡大を図ること。

②教員の働き方改革の実現のために、スクールサポートスタッフや中学校、高等学校における部活動指導員の配置を一層拡充すること。

③１０年後の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の島根開催に向けて、長期的展望に立った準備に取り組むこと。特に、競技力向上については、早期に、計画的に取り組むこと。

3　資源エネルギー・環境

①SDGｓの持続可能な開発目標の達成を目指し、島根県もＳＤＧｓに同期した取り組みを行うこと。

②菅政権の「2050 年カーボンニュートラル宣言」を受け、県も策定中の「島根県環境総合計画」において、「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」を長期的な目標に掲げることを宣言した。今後、この宣言に沿った具体的取組を行うこと。

③木質バイオマス発電は、県内の森林資源が活用できるほか、県内における新たな関連雇用の創出や新規設備投資等が見込まれることから、原木増産をさらに進めること。

④関係自治体、漁業団体等など、海域の先行利用者との調整も含め、洋上風力発電の可能性有無を早期に検討し、可能であれば法（※）に基づく促進区域の指定を受けるための研究を行うこと。

※「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」

⑤最先端の知見と技術により宍道湖・中海環境の保全と漁業振興の両立を図ること。

⑥外国人支援に貢献する地域コミュニティーの核となる島根県内のキーパーソンには偏在が未だ見られる。キーパーソンの育成をＮＰＯ等と連携しながら引き続き積極的に行うこと。

４　基盤整備・防災・危機管理

①空港利用者の利便性向上に向け、出雲縁結び空港の発着枠の拡大について、現行の運用時間の１時間延長と併せ、空港周辺住民の方々のご理解が得られるよう継続して取り組むこと。加えて県内空港施設の整備拡充を図ること。

②斐伊川・神戸川治水事業及び江の川流域の河川改修事業を推進することとともに、県管理河川の未整備箇所の再点検を実施し改修事業の推進を図ること。

③浜田港の流通機能強化と特定地域振興重要港湾である河下港の湾内静穏度を確保するための安定した沖防波堤整備予算の確保と利用の促進を図ること。

④「国引き神話」の綱としても登場する海岸線（大社町～多伎町）は海岸侵食によって汀線が後退しており、周囲が危険にさらされていることから、保全・復元などの適切な維持管理を図るとともに、飛砂対策にも努めること。

⑤中海架橋の早期実現に向けて中海架橋連絡協議会の事務局を設置し、協議会の早期開催と事業化に向けた活動に取り組むこと。

⑥大田市を中心とした石東圏域の物流・観光の促進を図るためには、道路アクセスと

して、県道仁摩邑南線から国道 261 号への接続に難があり、そのためには、川本町地内のバイパス化を図り、円滑な移動ができるよう防災・減災の観点からも抜本的な改善を行うこと。

5 産業・観光振興

（１）産業振興の支援・強化

①事業承継が円滑に進められるよう、事業承継・世代交代集中支援事業を継続的に実施するとともに、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業の充実強化を図ること。

②空洞化している中心市街地の賑わい創出について、中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画に基づく取組を市町と連携し支援するとともに、具体的な事業として、「地域まちなか活性化・魅力創出支援事業」や「商店街活性化・観光消費創出事業」による支援の強化を図ること。

（２）観光振興対策の充実・強化

①島根県内においては、自然環境や地域自然の魅力を引き出し、観光振興や交流人口の拡大に貢献することを目的として、自転車・サイクリングを活用したサイクルツーリズムを地方創生の一つの切り札として積極的に推進する動きがある。こうした動きに対して、自転車活用推進法の趣旨に添い、必要な支援を行うこと。

②東京や大阪において島根の観光情報発信に努めるとともに、広域観光周遊ルートの形成に向け、観光地域づくりの役を担う各地の観光協会と連携を図り、必要な取組を進めること。

③島根県の観光入込客数は、出雲圏域が約８割である一方、石見圏・隠岐圏域が約２割で、十分な誘客が図れていない状況にある。よって、石見や隠岐にある国立公園や世界遺産・日本遺産、ジオパーク、海の幸などの豊富な観光資源を活かし、旅行商品の企画や情報発信など誘客対策に積極的に取り組むこと。

④美肌観光の推進に合わせ、日本遺産となった石見神楽については、観光資源として国内外へ積極的に情報発信し知名度の向上を図り、観光客の誘客により積極的に活かしていくこと。

⑤関係人口や交流人口の拡大策の一環として、全国の大学の美術部や美術団体等に呼び掛けるなどして、島根の情景を描く作品展の開催や、島根の情景を写した写真展を開催する等、島根県への興味や関心また来訪を促すなどの企画に取り組むこと。

⑥修学旅行や研修旅行の誘客に努めるなどして、萩・石見空港の利用拡大を図ること。

（３） ６次産業の推進について

「６次産業化サポートセンター」は廃止となったが、「農業経営相談所」や「よろず支援拠点」において引き続き各種相談に応じられることになっており、これらの相談機能の周知を積極的に図り、利用度を高める取組を進めること。

6　保健・医療・福祉

①島根創生計画に掲げる出生率２．０７の達成のためにも、子育て支援の更なる充実を図ること。子ども医療費助成対象を高校卒業時まで引き上げることや、家賃補助、その他生活支援を含めた県独自の子育て支援制度の検討・創設を目指すこと。

②医療介護費の抑制のためにも、早期発見予防事業の充実を図ること。がん検診、人間ドック等について市町村とともにクーポン券配布事業などの周知を進め、県民が年に一回は検診を「受けたくなる」インセンティブ作りを行うこと。

③「健康長寿日本一」に向けた取り組み強化を進めること。地域の介護予防事業への支援や事業を担うリーダー的存在を育てる人材育成などで県がリーダーシップをとって市町村とともに推進していくこと。

さらに、健康福祉部のみならず商工労働部等、他の部局とも連携しながら高齢者の社会参画、就労支援などを積極的に進め「高齢者が社会とつながれる」地域社会に取り組むこと。

④医師不足が顕著な離島・中山間地をケアするためにも、遠隔診断などＩＣＴを活用したスマートヘルス事業の一層の推進を図ること。また、先進地である益田市への支援・連携体制を強化し、将来的には県全域でその恩恵が享受できるスマートヘルス先進県を目指していくこと。

⑤保育士や介護福祉士の人材確保・離職防止のため、県独自の待遇加算を行うこと。また労務環境改善のため、作業を補助するロボットやＲＰＡ導入に際し、予算の拡充等を行い、導入施設が増えるよう、さらなるサポート体制を整えていくこと。

⑥介護保険制度が施行されてから約２０年が経過し、県内の介護老人福祉施設は制度改正や経年劣化による施設改修を必要としている状況である。これらの施設利用者や待機者は市民税非課税の年金受給者が多く、負担額の多さから、「従来型」の施設利用を強く望まれる方が多い。ついては、こうした介護を必要とする高齢者が、安心して生活が送れるよう島根県介護施設等整備事業費補助金交付要綱の補助対象事業について、「従来型」を補助金交付の対象とすること。

⑦地域包括ケアシステムの構築と充実に向け、訪問看護師の確保・定着、継続教育による質の向上、訪問看護ステーションの経営指導や機能強化などをトータルで支援する統括的センターの設置に対する支援を行うこと。

⑧国による不妊治療の保険適用の拡大が方針として示された。妊娠出産を望む県民の願いを叶えていくためにも、国の支援策がスムーズに実施されるよう県として対応していくことはもちろんのこと、県単独の支援についてもさらに検討していくこと。

⑨結婚したくても叶わない人たちへのサポートを充実させること。現在、県としても「はぴこ」や「しまコ」といった独自の支援策で男女のマッチングを後押ししているがはぴこの担い手の発掘など、結婚支援策のさらなる充実をはかっていくこと。

7　農林水産業振興

①水田園芸作物推進６品目を中心とした産地化を効果的に進めるため、各地域農業再生協議会と協議の上で、「産地交付金の配分」などについては計画案を早期に示すこと。

②島根県の農業の産出額目標設定に関連して、小規模農家も含め個々の農家の所得向上の視点から目標を検討し設定すること。

③農業農村整備事業の推進のため、老朽化した農業用施設の更新が急がれる。特に防災的観点からも防災重点ため池の安全確保に努めるとともに、用排水機場など

の老朽化した農業用施設の改修を推進すること。

④高齢化等による離農、人口減少による労働力不足等から、農地の適切な管理ができないため増加している荒廃農地や、事業廃止により再生が困難となっている小規模荒廃農地等の解消に取り組むこと。

⑤農業のデジタル化を推進し、スマート農業技術の確立を支援するため、県内での農業技術の実証とモデルを構築し、スマート農業の推進方針を確立すること。また、島根県立農林大学校、県内農林高校でのスマート農業教育を充実すること。

⑥次世代農業に繋がるＡＩ、ＩｏＴの先端技術を導入のための基盤整備に向けた調査を実行し、スマート農業を推進すること。

⑦「農の雇用事業」や「農業次世代人材投資資金」等の予算拡充や研修農家への費用補填などによって、就農希望者の育成支援をさらに拡充すること。

⑧農業用廃棄ビニール等の産業廃棄物について、資源の循環の観点からリサイクルを見越した処分場を設置すること。

⑨農業農村を介して、信頼の伴った社会的つながりを再構築し、農業農村が持つ暮らしの豊さから定住を図るため、小規模農家の支援拡充を図ること。

⑩国庫・県単事業において、事業採択の翌年度までに美味しまね認証又は国際水準「GAP]の取得が要件化されているが、現場の状況等を加味し、取扱いについて柔軟に対応すること。

⑪畜産産地強化対策として、県有種雄牛維持のために他県に負けない種雄牛づくりが必要である。このため島根和牛の改良の方向性を明確にし、県内農家にて行う種雄牛造成事業への支援並びに全国から種雄牛の母体となる優秀雌牛の導入支援を行うこと。

⑫農業の生産性の強化を図ることを目的とした産・官・学による産地化や６次産業化について共同研究を実施するため、首都圏農業系大学のサテライトキャンパスを誘致することとともに、担い手を育成することで、若者の地方定着を図ること。

⑬沿岸漁業の構造改革に必要な漁船・漁具等へのリース方式による導入を支援する

こと。また、「水産業成長産業化沿岸漁業創出事業」や「水産業競争力強化緊急事業」を積極的に活用し支援強化を図ること。

⑭人材の確保・育成を図るため「漁業人材育成総合支援事業」を活用し、就業前の若者に対して、漁業現場での研修や経営能力の向上等の支援を強化すること。

⑮西郷漁港は係船場所が狭く、巻き網漁船が入港の際には小さな船は留められず、網作業場所や従業員の駐車場もない状況である。また、避難港としての機能も重要である。こうした点を踏まえ、西郷漁港の拡張整備を行うこと。

８　行財政改革

①島根県職員は島根県の宝である。知事のリーダーシップのもと、島根県職員の政策提言能力、実務能力研鑽のための機会を、ＯＪＴを中心に確保するとともに、島根県職員が自己の能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めること。なお、外部の専門的な知見、経験などを持った人材も適宜適切に活用すること。

②すべての経費を対象に実施されているスクラップ・アンド・ビルドは、継続的に毎年実施するとともに、事業の進捗とスクラップ・アンド・ビルドの実施状況を議会はもとより、広く県民に可能な限り「見える化」すること。

③未利用の県有財産の売却のスピードアップと売却金額の最大化を図るため、県有財産売却業務の実施について、民間の力を最大限に活用するよう検討すること。また、県有財産を活用した収入を得る方途についても早期に検討し、適宜実施すること。

④県や市町村への寄付の勧誘やＵＩターンを促進するため、県内のケーブルテレビ会社と連携し、地元の情報などを県外の人たちがインターネットで視聴できるよう、市町村とケーブルテレビ会社の行う環境整備について支援を行うこと。

⑤デジタル化にあわせて「サービスデザイン」の考えにもとづき行政サービスを抜本的に見直すとともに、ＡＩ、ＩｏＴ、ＲＰＡの活用や民間への業務委託の推進などにより業務の効率化を図り、県民サービスの向上及び職員の働き方改革を推進すること。
同時に地域の課題解決、行政サービスの改善のためにデータ分析を活用できるスキルを有するデータ活用人材の育成に努めること。

⑥企業のＡＩ、ＩｏＴの活用促進のためのポータルサイトなど、さまざまな分野におけるＡＩ、ＩｏＴプラットフォームづくりに取り組むこと。

⑦省人化、コスト削減など公共・民間を問わず、事業を進めていく上で効率的、効果的な手段である小型無人航空機ドローン及びその関連技術の積極的な導入を図ること。

９　中山間地域・離島・人口減少対策

（１）小さな拠点づくり・まちづくりの推進について

①小さな拠点のモデル地域を好事例として、その他の中山間地域の集落において取り組みが活発化するよう市町村と連携して積極的に取り組むこと。

②地域産業の振興については、地域スモールビジネスが創出できるよう、農商工連携を図り、また特定地域づくり事業協同組合を設立活用する取組などに総合的な支援策を講じること。併せて人材の確保・育成や公民館を積極的に活用する方策を検討すること。

（２）赤字バス路線の解消と地域生活交通体系の構築に向けて

島根県内の公共交通を担う生活交通路線は３１１路線あるが、その内黒字路線は４路線しかなく残りは赤字路線となっている。また、島根県は、一人当たりの自動車の保有台数率が高いが、一方で高齢化率が高まっており、高齢者による事故防止のためにも将来の免許更新に伴う免許返納も課題となっている。こうした中、移動手段の確保や生活機能の維持を考えれば、利用しづらく採算が取れる見込みのないバス路線に頼るだけではなく、ドアツードア対応のタクシー利用を取り入れることができるよう、地域生活交通の支援制度を見直すこと。

（３）定住対策の推進と関係人口の増加について

①地域おこし協力隊の定着率について、全国平均は６２．８％に対し、島根県は５３．３％となっており、定着率の向上を目指し、コーディネーターを配置するなどの支援策を講じること。また、特定地域づくり事業協同組合を積極的に活用し、地域おこし協力隊の就業につなげる支援策にも取り組むこと。

②「地域おこし企業人」や「プロフェショナル人材拠点事業」による人材の誘致を積極的に進め、民間のスペシャリスト人材を活用し、企業の活性化や地域課題の解決を図る取組を強化すること。また、成功事例の情報発信に取り組むこと。

③若者、女性の起業やベンチャー企業の育成にあたって、起業等に必要な環境を整え、地域社会と連携し地域を共創できるために必要な支援策を講じること。特に、女性の感性を活かしたＩＴ、デザイン、コンサルティング、コールセンターなどのデスクワーク、職人技を活かした菓子・食料品づくりなどを通じて起業しようとする者への支援に重点的に取り組むこと。

④市町村と連携して、ふるさと納税の募集に取り組むとともに、寄付者に対し、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する等、関係人口を増やしていく政策を積極的に拡大していくこと。

⑤「ふるさとしまね県民制度」（仮称：例えば、県民になった会員には、県民証を発行し、情報の提供や、観光施設等の割引、宿泊施設の優待等特典を設ける、など。）を創設し、日本全国から島根ふるさと県民を獲得し、交流人口の拡大や定住促進につなげること。

10 「一億総活躍社会」対策

①女性が活躍できるよう、県民の男女共同参画意識を醸成し、職場の理解・協力体制を構築することに積極的に取り組むこと。

②障がい者の社会参加を制約する物理的、制度的な障壁や障がいに関する理解不足から生じる誤解や偏見、慣習等の意識上の障壁など様々な社会的障壁を解消していく「島根県障がい者差別解消条例」を制定すること。

③豊かな経験と知識を持った意欲のある高齢者に多様な就業機会が提供できるよう、高齢者を雇用する企業、事業所に対しては積極的な支援を行うこと。

11 コロナ対策の充実

①島根県の「商業・サービス業感染症対応支援事業」は、補助対象事業が小売業、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業、鉄道業、道路旅客運送業、水産業の８業種に

限定され、それ以外の自動車教習所などでは補助事業の支援を受けることができない。影響を受ける事業所が業種を問わず、できる限り支援を受けることができるよう柔軟な制度見直しを講ずること。

②母国語が日本語でない住民、視覚障がいを抱える住民に対して、新型コロナウイルス感染症について適切な広報を実施すること。

③廃棄物処理が社会経済生活に日々不可欠であることに鑑み、事業者が適切な新型コロナウイルス感染症対策を実施することができるよう県民、市町村、廃棄物処理業界団体及び医師会等関係団体へ廃棄物処理にかかわる同感染症対策を周知徹底すること。

12　地域の緊急雇用・経済対策

安来市に工場のある日立金属株式会社が 2022 年までの中期計画の中で、2021 度末までに 3200 人の人員削減を行うと発表した。また、同社の株式の半分以上を保有する日立製作所が同社の売却手続きに入り、複数のアメリカ大手投資ファンドが応札を検討しているということが日本経済新聞社等の紙上で報道されている。また松江市に本社を置く三菱マヒンドラ農機株式会社が子会社を含む県内外のグループ全体で 100～150 人規模の希望退職を 12 月末の退職予定日を目途として募集していることが新聞報道されている。

県内には両社と関連・協力会社、取引会社などに雇用されている県民が多数おられ、その影響は大きい。今後も製造業の構造改革の波が島根県の他の企業にも及ぶことも考えられる。状況を注視し、国及び関係自治体・企業等と連携し、県民の雇用を守り、経済の安定化に万全を期すこと。

以上